

発表対象銘柄の条件付き拡大案の考え方について

2020年6月17日

日本証券業協会

○基本条件

A格相当の格付（A－を除く）を取得している銘柄で、発行額基準を満たしており、除外条件に該当しない銘柄を新たに発表対象とする。

※検討に際し、A格相当の格付を取得している銘柄すべて（A＋、A、A－）を対象とすべきとの意見もあったが、A格の銘柄は、AAA格やAA格の銘柄と比較して信用度のばらつきが大きいことから、一律にA格すべてを対象とすることには慎重であるべきとの指摘を踏まえ、A格相当の格付を取得している銘柄のうち、A－が最良格付の銘柄を除くこととした。

なお、現行の発表対象銘柄（AA格相当以上の格付を取得）については、今後も発行額基準や除外条件を付すことなく発表対象となる。

○発行額基準

発行額 500 億円以上の銘柄

※一定の流動性が確保されると考えられる水準として、発行額 500 億円以上の銘柄を拡大の対象とした。

○除外条件

価格変動の大きさや投資家層の厚みの違いを考慮し、以下のいずれかに該当する銘柄は拡大の対象から除外することとした。

(1) 劣後債

(2) 超長期債（残存年数 20 年以上の銘柄）

○パブリック・コメント実施時の対応について

社債の取引量の多い機関投資家の意見を広く聴取する観点から、自主規制規則の改正に係るパブリック・コメントの実施時において、(1) 意見の募集期間を通常（1 か月）よりも長く設定する、(2) 機関投資家が多く所属する業界団体を通じてパブリック・コメントの実施について周知を図る、等の措置を講じる。

○施行時期

本協会におけるシステム対応及び市場関係者への周知に要する期間を考慮し、自主規制規則の改正から施行まで 6 か月程度を確保することとした。

以上